

事務連絡
令和2年4月13日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について

令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されたことを受けて、宣言の区域内では、既に多くの企業に自宅勤務などを実施していただいております。

しかし、第28回新型コロナウイルス感染症対策本部における、「この緊急事態を1ヶ月で終えるためには、最低7割、極力8割の、人と人との接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の、国民の皆様のご協力をいただくことが不可欠」との総理大臣の発言を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、「出勤者7割削減を実現するための要請について」（別添参照）が発出されました。

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）におかれましては、「事業の継続が求められる事業者」であるため、「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③やむを得ず出勤する者も時差出勤や社内での人の距離を十分にとるなど、最大限のご協力を改めてお願いいたします。

また、委託業者などの関係者に対しても、必要に応じて、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求めつつ、また、委託業者などに出勤や対面での打ち合わせを求めないよう、お願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましても、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件に関しましては、後日、取組み状況や実績について照会させていただきますので、その旨、申し添えます。

【参考】

- ◎ （別添）『出勤者7割削減を実現するための要請について』

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）
<https://corona.go.jp/>

- ◎ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

本件問い合わせ先
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
鮫島、遠藤
電話：03-3595-2368（直通）
E-mail：suidougi.jutsu@mhlw.go.jp